

これからの隣保館の在り方について



～令和4年3月提言『人権を軸とした地域づくりの在り方について』を踏まえて～
(意見具申)

南丹市長 西村 良平 様

令和4年（2022年）3月、本審議会策定の提言『人権を軸とした地域づくりの在り方について』（以下、提言という。）を踏まえ、今般、本市における隣保館の位置付けとその在り方について、改めて論議を深めました。

人権が尊重されるまちづくりに向けて営々と続けられてきた隣保館活動が、現状課題に向き合い、その設置趣旨である同和問題の解決を基盤として、広く市施策のなかに溶け込みながら新たな展開へと踏み出すためにどうあるべきか。

この命題について、本審議会においてできうる限り、現状を踏まえたあるべき姿を詳らかにしながら、「今日的な隣保館運営の定義」と市がもつべき運営方針の進言を図るべく、意見具申としてまとめました。

この具申が、人権課題を含む様々な地域課題に対し、隣保館の取組が市組織体制と有機的に連動するよう活かされることを真に願うものです。

令和8年3月 日

南丹市文化センター運営審議会

会長 谷口 和隆

1. 令和4年3月提言を踏まえた「隣保館」に関する基本認識として

1922年3月3日「人の世に熱あれ人間に光あれ」と部落差別の払拭とすべての人の人権が享受される世の到来を願った日本初の人権宣言と言われる水平社宣言が読み上げられた全国水平社創立の日から100年を超え、1965年の「部落問題の解決は国の責務であり同時に国民的課題である」として、後の同和対策事業の特別措置の展開へとつながる同和対策審議会答申から60年という時が経過しました。とりわけ、1969年の「同和対策事業特別措置法」の施行に伴い、隣保館は地域における行政の総合窓口として同和行政の第一線機関に位置づけられ、その後、数次の法的措置を経て、1997年4月以降は社会福祉事業法に基づく施設としての位置付けのもと、周辺地域住民を含めた隣保館活動の充実を図るため、地域に開かれたコミュニティセンターとして、改めて総合的機能としての役割が求められるなか現在に至っています。

この間、隣保館ではその設置趣旨に従い、半世紀にわたり同和問題の解決に向けた運営が進められてきました。しかし、1996年の地域改善対策協議会の意見具申では「同和問題は多くの人々の努力によって解決へ向けて進んでいるものの、依然として、産業・就労・教育や差別意識の問題等々の課題が残されていることを踏まえ、一部経過的な法的措置を講じるものを除き、一般施策に工夫を加えつつ対応を図ることになるが、行政は基本的人権の尊重という目標を見据え、同和問題の解決に向けた今後の取り組みを人権に関わるあらゆる課題につなげていくという広がりをもった観点にたって進めなければならない」旨が述べられています。

このように、隣保館は一般的な社会福祉事業としての役割を果たす施設としてのみ存在するのではなく、現在も同和問題の解決をはじめ、あらゆる人権問題の解決につなげていくという目的も持ち、その根本的解決を図るという役割を担う機関でもあります。

これらの歴史と経過を踏まえ、本審議会では南丹市からの諮問を受け、2022年3月に提言『人権を軸とした地域づくりの在り方について』を策定し、地域改善施設の今後の在り方の他、地域づくりにおける隣保館の在り方についての提言を行ってきたところです。

この提言では、前述の隣保館設置の趣旨（本旨）を踏まえつつ、隣保館所在地域のまちづくりビジョンという将来像に照らした隣保館の在り方を、市の将来ビジョンも浮き彫りにしながら、特に重要な6つの方向性を抽出しています。

2. 「6つの方向性」の具現化に向けて

(1) 「6つの方向性」の現状

令和4年3月の提言においては、人権を軸とした地域づくりの中心にある隣保館運営の方向性として、下記の「6つの方向性」が重要であるとしています。

意見具申としてまとめるにあたり、下記のとおり、6つの方向性の現状について、共有を図りながら論議を深めております。提言内容の記載重複を避け、各方向性が目指す到達点は何であり、現在どのあたりまで具体化されているのか、具体化に向けて何が課題となっているのか、現場状況を聞き取りながら論議を進めた内容を以下に述べます。

① 大型隣保館と小型隣保館所在地域をつなぐ新たなシステムづくり

○新たなシステムとして目指すべき到達点は、大型隣保館（*いわゆる職員が常駐する隣保館と定義）と小型隣保館（*いわゆる職員が常駐していない隣保館と定義）の所在地域間での、情報伝播や相談機能等のネットワークが構築された状況となることであり、併せて、これを構築するに必要な人的体制の整備です。

○具体化への現状は、大型隣保館の内、2館においては本市の市政発足時から、所在地との距離感や関係地域との歴史的なつながりのなかで具体化への素地はできており、到達点とする新たなシステムの展開を図っていける段階にあります。

○具体化への課題として、他の大型隣保館の具体化への素地づくりを関係地域との懇談を図りながら進める必要があります。また、新たなシステムを構築するには、隣保館事業の生命線とも言える相談機能の拡大と充実にもつながることからこれに比例・並行した人的体制の整備が大きな課題となります。

② 大型隣保館の利用拡大に向けた関連規定の整備

○関連規定の整備として目指すべき到達点は、地域社会に開かれたコミュニティセンターとしての役割と人権啓発の拠点としての隣保館という定義に沿い、様々な工夫を通じた利用者拡大を図るためのルールの整備（＝関連する規定の整備）です。

○具体化への現状は、関連規定の整備に際して配慮すべき所在地域との事前調整については、地域づくりとの関連性に留意しながらの調整段階にあります。

○具体化への課題として、現状の利用状況と本具申の内容を睨みながら、利用者

拡大の積極的な整備検討が必要です。また、利用上のルールのひとつである利用料徴収の可否やその設定料金については、社会福祉施設としての機能を鑑みながらどのように結論を導くかが課題となります。

③ 「人権資料館」としての位置付けに向けた工夫

○人権資料館に位置付けとして目指すべき到達点は、同和問題を軸とした様々な人権課題への気づきと学びの拠点としての機能と、所在地域における史資料の収集と整理、編纂を牽引する機能を持ち合わせることです。

○具体化への現状は、既に編纂された史資料を蔵書する隣保館がある他、現在、地域活動と連携しながら史資料の編纂を進めている隣保館もあります。人権課題の気づきと学びの場への工夫については、既存の関連図書や啓発物品の整理と新たな配備を検討していく段階にあります。

○具体化への課題として、史資料の散逸防止につながる地域内に残る史資料の確認と収集は、所在地域との目的共有が必要となると思料します。人権課題の気づきと学びの場につながる人権関連資料や図書の配備は、配架環境や配架場所の整備と連動する啓発工夫が重要な課題となります。

④ 「地域課題」の解決に向けた他機関との結び目として

○他機関との結び目として目指すべき到達点は、「地域生活課題」「地域生活課題の背景要因としての人権課題」の把握と解決に向けた人的かつ組織的な連携システムが確立され、隣保館がそのシステム的一端として位置付いていることです。

○具体化への現状は、全館において隣保館設置以来、課題解決のあり方としていた「伴走的な支援」を今も意識しながら継続した取組を図っています。他機関との結び目（コーディネーター的役割）としての位置付けに関しては、旧来（期限法失効以前）に比して、その関係性を保ちにくい状況に置かれているように感じます。

○具体化への課題として、この間の隣保館における様々な地域生活課題に対する取組経過や状況を聞き取るなかで明らかとなった課題として、旧来のように他機関とともに重層的に取り組む連携体制がとりにくい状況にあることが挙げられます。この連携体制をできうる限り旧来の状態にまで戻すことが課題と言えます。

⑤ 「地域課題」の解決に要する地域改善施設の見極めと活動軸の再構築

○地域改善施設の見極めと活動軸の再構築として目指すべき到達点は、令和4年

3月提言と、これを踏まえた市の方針である「今後における地域改善施設の課題整理等に係る基本的な考え方について」（令和4年6月）に基づき、現在進行中の「地域改善施設の案件整理」の完結を指します。同時に、この案件整理に向けた市方針と並行して各関係地域で策定された「人権を軸とする地域共生社会」構築イメージが隣保館の活動軸に溶け込んでいることです。

○具体化への現状は、提言内容の方向性に沿って、施設の廃止や譲渡等を進めながら、広く周辺地域を含むコミュニケーションの場へと再構築を図る段階まで進捗しています。これは各関係地域におけるこれからのまちづくりを意識した「地域ビジョン」を反映したものとなっています。

○具体化への課題として、各隣保館所在地域や関係地域における新たなまちづくりへ向けた「再構築」への考えは、現在進捗中の地域改善施設の課題整理とも連動するものであるとの再認識に基づき、引き続き、市施設に係る全体計画や、人権施策に関係する種々の計画のなかにも位置付けていく方針の継続が必要です。

⑥ 各地域がもつ「地域ビジョン」の共有

○地域ビジョンの共有として目指すべき到達点は、令和4年3月の「提言」策定の際に確認することができた「地域ビジョン」は、地域改善施設の活用範囲を広域化しながら人権を軸とするまちづくりを図ろうという意味が込められていることを踏まえ、このまちづくりの中心に隣保館が位置付くことにより、市と地域との繋ぎと役割の明確化という新たな関係性が構築されることです。

○具体化への現状は、方向性⑤における地域改善施設の案件整理に連動した新たな地域づくりに向けては、各地域関係者との協議・連携に際し、隣保館長や館職員、市担当者が窓口として連携共有しながら様々な事柄に対応しています。

○具体化への課題として、人権を軸とした地域づくりの具体化には「地域ビジョン」との接点を持ちながら進めることが必要であり、市の体制として、引き続き、その中心軸に隣保館を位置付けることが必要です。

(2) 具体化に向けた論議の「視座」と「観点」から

これからの隣保館の在り方を考えるにあたり、前述の「6つの方向性」の具体化への道筋を審議する中で、改めて隣保館の存在意義とその立ち位置についても論議を深めました。なお、その際には、集中的かつ焦点的に論議を展開すべく、本審議会内に

コア会議を設け、論議の道筋や拠り所とする概念を導き出しながら審議を進めました。

その中で、近年、誰一人取り残さないまちづくり理念として強調されてきた「**地域共生社会**」というまちづくり概念を論議の拠り所とし、下記のとおり、隣保館運営を考える際に立つべき「視座」と2つの「観点」を意識しながら論議を深めました。

また、今日までの隣保館運営・隣保館事業の実情と実績を踏まえながら、隣保館運営の根拠法令や、改正社会福祉法の理念に照らした新たなまちづくり概念やその手法更には、地域における新たなまちづくりビジョンや隣保館運営体制の現状等々、以下の様々な角度からの論議を展開し、結果として収められた内容を「南丹市版隣保館のあり方」として表現しています。

【隣保館運営を考える際に立つべき視座】

『今日までのこと（*理念や手法）を受け継いで、（今日的な背景を踏まえて）次にどうつなげていくか』

【2つの観点】

- ①複雑化し複合化する課題に向き合う機関としてのあり方
- ②「人権課題」に対する設置趣旨を踏まえた向き合い方

1) 各地域でまとめられた「隣保館を中心においた地域づくり」再構築ビジョンから

○「地域共生社会」とは、地域福祉の推進に向けた社会福祉法の改正（平成30年4月施行）に際して強調され現在に至っている概念です。その際、国（厚生労働省）においてまとめられた定義は下記（*註釈①）のとおりですが、換言すれば＜地域において様々な生活課題を抱えている方が、孤立することなく、同じ地域住民として、共に生きることができる社会＞とも言えます。

*註釈①・・・地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」

（平成29年2月／厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定より）

○令和4年3月提言策定に際し、審議委員と各地域との懇談を行う中で、新たなまちづくりビジョンとして隣保館所在地域において作成された「地域ビジョン（*別添図①）」は、すべてこの地域共生社会の理念に通じるものとして理解できます。加えて、これらの地域ビジョンの中心に隣保館が位置付いています。

○この「地域共生社会」の理念は、旧来から隣保館事業の中で運営の基盤として現在まで引き継がれてきた内容でもあります。さらには、先述の地域ビジョンでは隣保館所在地域のみならず、周辺への広域化を伴う理念にまで深化しています。

これは、今日までの隣保館が、人権課題（これを背景に発現する生活課題等）に向き合いながら地域づくりを進めてきたことによるものであり、隣保館が地域福祉の推進の一端を担う機能を有してきた証左であると言えます。

2) 地域共生社会が必要とする自治体体制についての考察から

○隣保館の設置から今日に至るまで、先述のとおり地域共生社会の理念を抱いて隣保館運営が取り組まれてきたことを踏まえ、この理念がしっかりと根を下し、システムとして機能しているのかどうかについて現状確認をしました。

結果、いわゆる隣保館運営における法的根拠であった特別措置法失効前後において、システムとしての機能に変化があったことを確認しました。法失効前までは、複合的な課題に対して自治体内各部署の他、外部機関も含めた体制の中で協働して解決に向かう仕組みが形として形成されていたこと。法失効後においては、生活課題がより複合化・複雑化する一方で、相談の受け手側に法失効前まで感じられた重層的な支援体制は薄く脆い状況へと変化したことを確認しました。この変化は、様々な生活課題に向き合う公的な相談体制・解決体制の在り方と、そのなかにおける隣保館の位置付けの検討へ向かうためのポイントとなります。

○しかし、法失効後の変化の中においても、各隣保館では館の設置趣旨と理念に沿い、「取り残さない」という思いの中で、それぞれの課題に向き合ってきたという状況を踏まえる時、地域共生社会が必要とするもののひとつに「受け継がれてきた熱意」が挙げられると感じたところです。

○地域共生社会という概念やその背景を振り返りると、2018年（平成30年）の改正社会福祉法が施行されるに際し、高齢・障害・児童等の分野ごとの相談体制では対応が困難である複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケースを確実に支援へとつなげる仕組みの必要性から、様々な分野の支援機関が連携して機能する「包括的支援体制」という概念が生まれ、その概念が法規定のなかに位置付けてきたものと言えます。

○改めて、設置当初から今に続く隣保館が相談ごとに向き合う姿勢をまとめると『傾聴し 寄り添い 他支援（他機関や地域）とつながり 最後まで見届ける』ということに尽きます。これは、人権課題やここから発現する生活課題の解決に向けて動き考えながら獲得してきた姿勢であり手法であり体制であったことを意

味しており、包括的な支援体制は隣保館運営の基盤そのものであったと思料します。

3) 「包括的な支援体制の整備」とそのなかにおける隣保館の役割について

○包括的な支援体制の整備は、地域共生社会という上位概念の構築を目標とした動きを指しています。人口減少や少子高齢化、コミュニティの希薄化等々、社会構造の変化を背景にして生れる複合的で複雑化した生活課題に対応する解決機能として、近年、国が提唱しているもので喫緊の課題として広く周知されてきたものです。本市においては、地域共生社会を目指した具体計画として「第4期南丹市地域福祉計画」（令和5年3月）と、これに併せて策定された社会福祉協議会による「第4期南丹市地域福祉活動計画」があります。これらの計画においても、地域共生社会を実現するために「包括的な支援体制の整備」の重要性が謳われています。

○複雑化・複合化する生活課題の中には、単独の分野（単独の機関・部署）だけでは解決できない事案があります。本市においても、分野間のつながりを強化しネットワーク化を図ることは喫緊の課題です。また、そのつながりによる支援体制を構築していくに際しては、公的機関のみによらず、地域や公的団体、公的立場にある地域住民とのつながりも重要なパイプであると言えます。

○この間、隣保館運営上で特に重要な取組としてきた「相談事業」の事例の中には、人権課題を背景とした生活課題への対応もあります。今日的には社会福祉法を根拠法のひとつに置きながら運営を図る隣保館として、これらの課題へのアプローチは当然のことながら「福祉的アプローチ」となります。

併せて、先述の複雑化・複合化する生活課題への対応が、単独の分野（単独の機関・部署）だけでは解決できない事案がある場合を考えると、包括的な支援体制のなかには隣保館が位置づいた体制づくりを図ることは必須であると考えます。

4) 2つの側面に向き合う「隣保館機能」について

○先述のとおり、隣保館運営上の重要な在り方のひとつとして福祉的アプローチがあることを確認しました。また、言うまでもなく隣保館の設置基盤でもある人権啓発的アプローチがあります。

換言すると隣保館が向き合う側面には、「地域福祉課題に向き合う側面」と「人権課題に向き合う側面」の2つの側面があることを改めて確認しました。

○この2つの側面は設置当初から今日まで、変わることなく受け継がれてきたも

のであることを確認しつつ、今般の命題に迫るにあたっては、その視座とした『今日までのことを受け継いで、次にどうつなげていくか』を意識しながら論議を深め、下記のとおり、2つの側面に存すべき8つの機能を抽出しました。

	地域福祉課題に向き合う側面	人権課題に向き合う側面
機能	①「地域の支え合い」を支援する機能 ②支援関係機関の一端として連携支援を行う機能 ③地域と支援関係機関をつなぐ機能	④人権啓発推進拠点としての機能 ⑤人権資料館としての機能
	⑥相談窓口機能 ⑦地域づくり支援機能 ⑧「自助」支援機能	

○この度の審議は、改めて、令和4年3月提言における「6つの方向性」の重要性の再確認をしたことにもなり、結果、6つの方向性から8つの機能の抽出という具体化へと深まりました。8つの機能の内、①から⑥までの機能は、令和4年3月提言内容をなぞりながら述べてきた機能であり改めての説明は加えませんが、⑦の地域づくり支援機能とは、いわゆる各隣保館設置所在地における地域づくりを、地域との役割分担を図りながら行政の手立てとして支援していく機能であり、⑧の「自助」支援機能とは、人権課題を背景として発現する生活課題に対し自ら解決していこうとする方への後押し支援をしていく機能と言えます。

○また、以上の8つの機能の他に、2つの側面に存する8つの機能が効果的かつ的確に果たされるために解決すべきと考える〈6つの課題〉を抽出しました。

〈6つの課題〉

- ① 支援関係機関の定義と2つの側面（地域福祉と人権）に向き合う市組織体制の構築が必要であること
- ② 「再構築ビジョン（＝隣保館を中心においた地域づくり目標）」について、小型隣保館所在地域と共有を図る必要があること
- ③ 人権資料館としての機能を図るに際し、同和問題の位置付けと様々な人権課題の位置付けの整理が必要であること
- ④ 地域福祉課題と人権課題に向き合う公的団体・公的役割者や主体とのつながりが必要であること
- ⑤ 「相談」受け手体制の構築と内容整理を図る必要があること
- ⑥ 地域福祉課題と人権課題の両側面に存する8つの機能を担うに必要な人的体制の確保と物的環境の整備、及び、仕事量の見極めが必要であること

※ここまでの論述に至る間、様々な用語の標記を使用しています。とりわけ、「地域共生社会に関連する用語（地域課題・地域生活課題・地域福祉課題・人権課題・地域共生社会）」については、本意見具申の内容構成に重要な意味を持っておりますので、これらの用語の定義と関係性を（*註釈②）として巻末に記載しています。

5) 隣保館機能を果たすにあたっての〈6つの課題〉に対するアプローチについて

○さらに深化した論議を図り、上記に挙げた6つの課題を解決していくための糸口となるアプローチの仕方についても一定の結論を得ることができました。

以下にその内容を列挙します。なお、論議の際には、先述の『2つの観点』を踏まえながら論議を図りました。

◆◆◆ 〈6つの課題〉と解決の糸口へのアプローチ ◆◆◆

〈課題①〉 支援関係機関の定義と2つの側面に向き合う市組織体制の構築

- ア) 隣保館で大切にされ続けてきた「困りごとを聞き 解決に向けて 最後まで寄り添う」という基本姿勢は今後も引き継がれるべきであるという認識の共有
- イ) 旧来、隣保館が困りごと内容に応じてコーディネート役として連携を進めてきた部署として、特に「福祉部署」「教育部署」が多くを占めているという実績
- ウ) 旧来の基本姿勢に、困りごとに対応する現状の市組織体制を加えたミックス型による体制の再構築が現実的であるという認識の共有
- エ) 人権施策全般に係る方針である「市人権施策基本方針」や地域福祉に係る「市地域福祉計画・地域福祉活動計画」から読み解く支援機関の定義の確認
- オ) 地域福祉の推進を中核的に担う社会福祉協議会との連携方法の検討

〈課題②〉 「再構築ビジョン」に係る小型隣保館所在地域との共有

- ア) 小型隣保館の所在地域と「再構築ビジョン」に係る意見交流を図ることによるビジョンの共有
- イ) ビジョンの共有に際しては、その内容はそれぞれの地域性を踏まえることで、地域差異が生じるという認識の共有
- ウ) 広域化する地域ビジョンを具現化する上での隣保館の呼称（通称）の検討

〈課題③〉 人権資料館としての同和問題と様々な人権課題の位置付けの整理

- ア) 第一義は同和問題の解決が根底にあり、取組の土台であることを踏まえ、この土台の上に様々な人権課題に向き合う環境づくりを図る
- イ) 館内の啓発掲示物や資料・図書について、同和問題を軸とした様々な人権課題に向き合う「気づきの場」とすることの工夫
- ウ) 地域内外からの利用者拡大に向けた工夫と関連する例規の改訂

〈課題④〉 2つの側面に向き合う公的団体・公的役割者、主体とのつながりが必要

- ア) 人権課題を主な背景とする地域課題に向き合う「人権擁護委員」や「市人権教育・啓発推進協議会」と隣保館との有機的な連携を図る
- イ) 福祉課題を主な背景とする教育課題や生活課題に向き合う「民生児童委員」と隣保館との有機的な連携を図る
- ウ) 人権課題に向き合う主体との有機的な連携を図る
- エ) 市政策の支援・協力体制にある公的団体との連携を図る

〈課題⑤〉 「相談」受け手体制の構築と内容整理

- ア) 人権課題を主な背景とする地域課題（地域生活課題、地域福祉課題）に対応する専門性をもちえた相談窓口体制を図る
- イ) 受理相談内容の区分整理から、対応経過・対応結果・その後の経過記録に係る一連マニュアルの作成

〈課題⑥〉 8つの機能を担うに必要な人的体制の確保と物的環境の整備、仕事量の見極め

- ア) 本意見具申に基づく「隣保館を中心においた地域づくり」に必要な隣保館機能に要する業務量と現状との比較
- イ) 本意見具申に基づく隣保館機能を確保するについて必要な物的環境のイメージ化と現況との比較
- ウ) 地域における様々な課題の解決に向け、隣保館の人的体制の継続した確保が、市政策として位置づいていくことが必要であることの共有
- エ) 現在の隣保館運営に含まれる児童館運営（児童館事業）の存続課題について隣保館運営上の喫緊の課題として対応すべきであることの共有

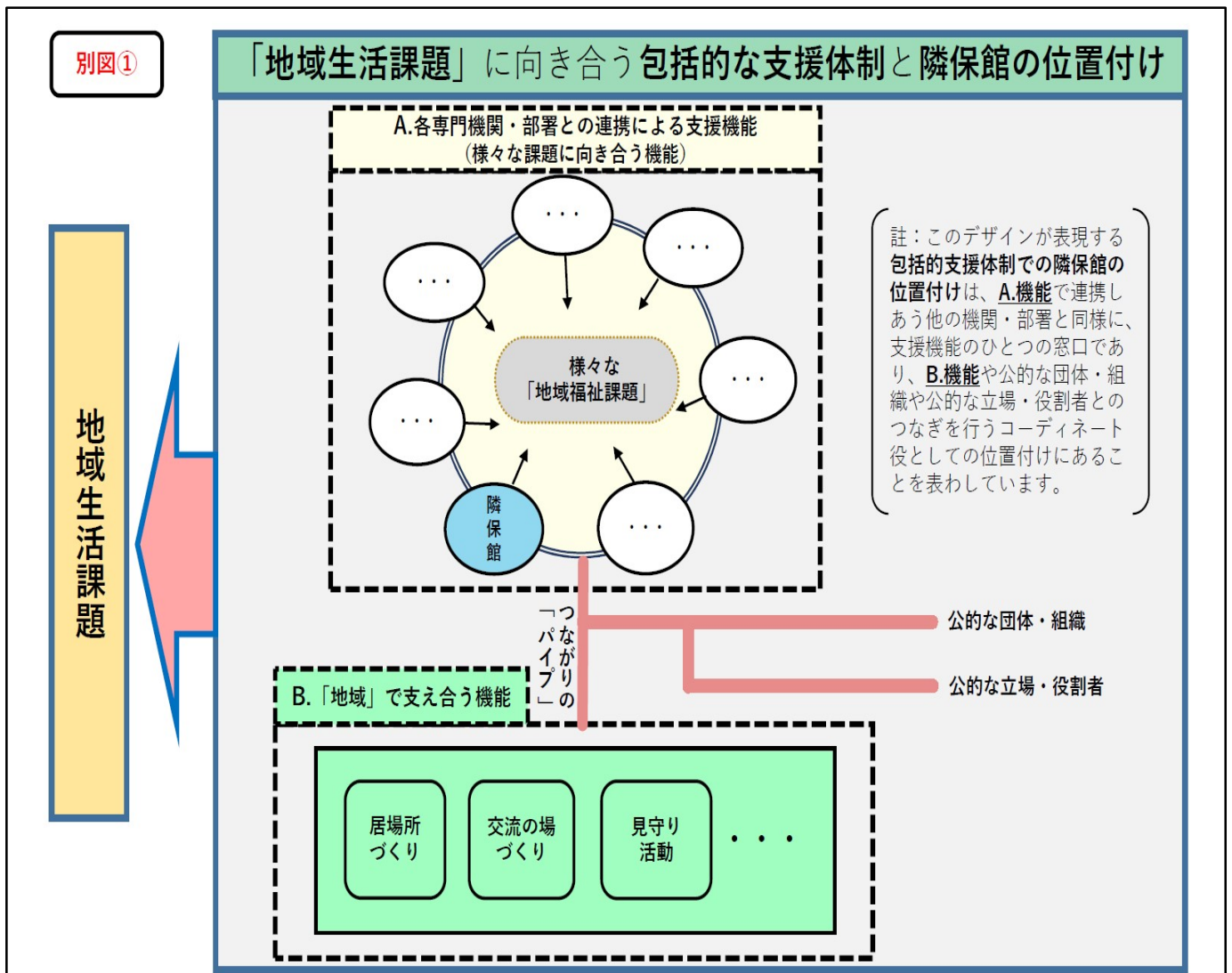
○以上、2つの側面に存する8つの機能が効果的かつ的確に果たされるために解決すべきと考える〈6つの課題〉と、これらの課題への解決に向けたアプローチについて述べてきましたが、これらは、すなわち令和4年3月提言における隣保館運営の6つの方向性の具体化に向けた考え方として押えたものです。

6) 「地域生活課題」に向き合う包括的な支援体制と隣保館の位置付けについて

○隣保館の設置趣旨である人権課題に向き合う機能に加え、地域生活課題にも向き合う隣保館の在り方について述べてきました。

とりわけ、地域生活課題に関しては、多様な関連機関等とのつながりの中での隣保館の位置付けを強調してきました。

改めて、これらの内容を「南丹市版デザイン」に収れんさせたものが下記の別図①となります。



3. 結びとして

令和4年3月提言（「人権を軸とした地域づくりの在り方について」）に際し、各関係地域で作成を願った地域ビジョンは、まちづくりへ向けて国が提唱する「地域共生」に通じる理念を包含しています。

また、この提言の中では「人権を軸とした地域づくりの在り方」として、隣保館所在地域が形成しようとする「地域共生」ビジョンは、すべて隣保館を軸として（または中心として）描かれており、これを描くに至った背景には、隣保館の設置当初から今日に至るまでの隣保館による地域課題や生活課題に向き合い、最後まで寄り添いながら解決に向けてきたという実績があったこと、そして、このことは、この間の隣保館における熱意と誠実さを持った対応と運営の証であると思料します。

すなわち、このビジョンは、近年、国（厚生労働省）において少子高齢化が進む我が国におけるまちづくり概念として定義する「地域共生社会」に通じるものであり、今日までの隣保館と地域社会との間で形成されてきた支え合いと寄り添いによる「セーフティーネット」を周辺地域へと広げる「広域化」を伴いながら再構築をしていくことでもあります。

また、言うまでもなく、隣保館は一般的な社会福祉事業としての役割を果たす施設としてのみ存在するのではなく、現在も同和問題の解決をはじめ、あらゆる人権問題の解決につなげていくという目的も持ち、その根本的解決を図るという役割を担う機関でもあります。

本審議会では、この人権と福祉の両面を見つめながら論議を図ってきたところですが、本市においても、国が進めるべきとする包括的支援体制・重層的支援体制の具現化に向けた隣保館の位置付けの確定は極めて重要な作業であると言えます。その際、市においては、付随する「人的体制」「物的環境」という課題に向き合うことが必須となります。この課題の克服への道程が、これからの南丹市版隣保館の在り方を支える基盤になると判断します。

終わりに、人権課題を含む地域課題の解決という趣旨を内在する「地域共生社会」の構築に向けて、「隣保館」の存在は欠かせないものであり、市全体としてその存在意義の共有がなされることを、そして、その運営が充実し継続されていくことを願い、本件の進捗に関しても引き続き確認をしながら見守っていく所存であることを文化センター運営審議会として改めて強調し意見具申といたします。